

V 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長	備考
羅臼海岸	羅臼町	39,621 m	
標津海岸	標津町	24,041 m	
別海海岸	別海町	40,584 m	
計		104,246 m	

注1. 管理する海岸は、国土交通省(水管理・国土保全局)所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 中標津出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修			
対症管理型	施設補修	斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修			
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修			
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修			
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応			
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応			
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応			
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修			

VI 資料編

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
釧路開発建設部 釧路河川事務所	釧路市幸町10丁目3番地	0154-21- 5500
釧路開発建設部 中標津道路事務所	標津郡中標津町東23条 北1丁目1番地	0153-72- 3221
釧路開発建設部 根室道路事務所	根室市敷島町1丁目5	0153-24- 4188
根釧東部森林管理署 羅臼森林事務所	目梨郡羅臼町船見町136 番地	0153-87- 2017
環境省(羅臼自然保護 官事務所)	目梨郡羅臼町湯ノ沢	0153-87- 2402
(道の関係機関)		
根室振興局	根室市常磐町3丁目28番地	0153-24- 0257
根室振興局森林室	野付郡別海町別海緑町 38番地5	0153-75- 2304
(市町村の関係機関)		
別海町役場	野付郡別海町別海常磐町 280番地	0153-75- 2111
中標津町役場	標津郡中標津町丸山2丁目 22番地	0153-73- 3111
標津町役場	標津郡標津町北2条西1丁目 1番3号	0153-82- 2131
羅臼町役場	目梨郡羅臼町栄町100番地 83	0153-87- 2111
(その他の関係機関)		
中標津警察署	標津郡中標津町西5条南1- 2-4	0153-72- 0110
中標津消防署	標津郡中標津町丸山2-22	0153-72- 2181

水防等資材保管一覧表

資 材 名	保 有 数 量		備 考
	釧路建設管理部 (中標津)		
土のう袋	112	枚	
鉄線	3.5	kg	#8
胴長	3	足	
救命胴衣	5	着	
水中長靴		足	
投光器		台	
ライト		個	
スコップ	37	挺	角スコップ34 剣先スコップ3
掛矢	2	挺	
なた	5	丁	
かま	5	丁	
ノコ	5	丁	
オノ		挺	
くわ		挺	
つるはし	8	挺	
たこづち		挺	
しの		挺	
ベンチ		挺	
ボート		隻	
一輪車	2	台	
寝袋		個	
発動発電機		台	
消防用ポンプ		台	
水中ポンプ		台	
雨合羽	11	着	
電工ドラム		台	
油吸着材	815	枚	
油処理材		kL	
オイルフェンス	60	m	(10m×6本)
簡易オイルフェンス	110	m	2m×55(枚)
保管場所 : 中標津出張所車庫			